

徳島労働局発表  
 平成23年11月22日

雇用均等室  
 担当 室長 木村 久美子  
 地方短時間労働指導官 森 恵子  
 電話 (088) 652-2718



## 徳島初！西精工(株)が次世代認定マーク(くるみん)の2回目の取得企業となりました。

～県内の認定決定件数は8件～

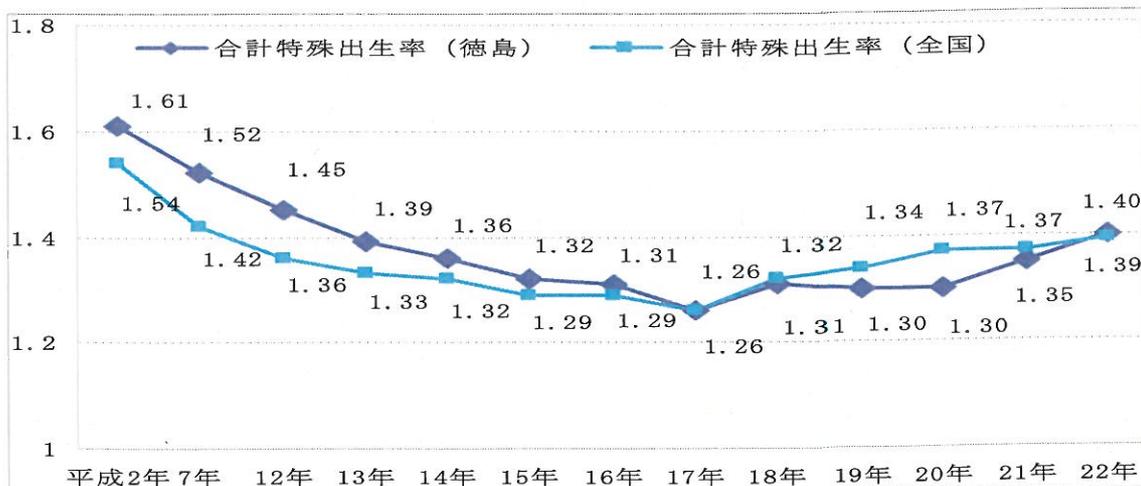
徳島県の合計特殊出生率は、昨年6年ぶりに全国平均(1.39)を上回り1.40となりました。次世代育成支援対策が、広く県民に理解され、企業の子育て支援の取組みが徐々に効果を上げてきたものと推察されますが、人口減少社会を迎え、官民一体となってさらに効果的な少子化対策を推し進めていく必要があります。

徳島労働局では、これまで次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」という。)に基づき、企業に対し「一般事業主行動計画」(\*1)の策定・届出、計画目標の達成時には子育て支援企業として「次世代認定マーク(くるみん)」(\*2)の取得申請を行うよう働きかけを行ってきました。

今般、西精工株式会社(代表取締役 西 泰宏氏)が、2009年の認定に続き、県内で初めて、2回目の次世代認定マーク(くるみん)の取得企業となりました。子育て支援の取組を継続的に実施し、県内企業の見本となることから、その先進的な取組と成果を紹介いたします。

また、県内の認定決定件数は8件、認定企業数は7社となり、徐々に増加しています。

### ○ 合計特殊出生率の推移



# 1 西精工株式会社の取組の概要

## <企業概要>

- 企業所在地: 徳島市 ■業種: 製造業
- 従業員数: 240人(男性191人 女性 49人)

## <取組概要>

### 1 行動計画の期間

平成21年8月1日～平成23年7月31日までの2年間

### 2 行動計画の目標

- ① 育児休暇の取得状況を男性については、1人以上の取得、女性は取得率90%以上を維持する。
- ② 男性の育児休暇取得を推進するための制度を導入する。
- ③ 子どもが生まれる際の父親の配偶者出産休暇取得の促進(目標90%)をする。
- ④ 年次有給休暇取得促進のため、リフレッシュ休暇制度を導入する(目標取得率100%)。
- ⑤ 計画期間内に、定期的に、インターンシップを実施する。

### 3 取組結果

- ① 男性の育児休暇取得者 1名  
女性の育児休暇取得率 100%(出産者 5名)
- ② 「パパ休暇」を改正育児・介護休業法施行前に導入し、規定化(平成21年9月)。
- ③ 配偶者出産休暇の取得率90%以上(95.5%)を達成。
- ④ 全社員がリフレッシュ休暇(年間2日)の計画を策定し、取得率を100%とした。
- ⑤ 2年間で5名(延べ10日間)の実習生を受け入れインターンシップを実施。

## 2 認定企業

### <これまでの認定企業>

株式会社大塚製薬工場	(鳴門市)	製造業
西精工株式会社	(徳島市)	製造業
株式会社阿波銀行	(徳島市)	金融業
医療法人尽心会亀井病院	(徳島市)	医療・福祉
株式会社言語理解研究所	(徳島市)	サービス業

### <平成23年認定企業>

西精工株式会社(2回目)	(徳島市)	製造業
有限会社ラック	(板野郡)	卸売・小売業
有限会社スマイル	(板野郡)	卸売・小売業

### 3 一般事業主行動計画の策定届届出企業の状況(10月末現在)

#### ○ 届出企業数

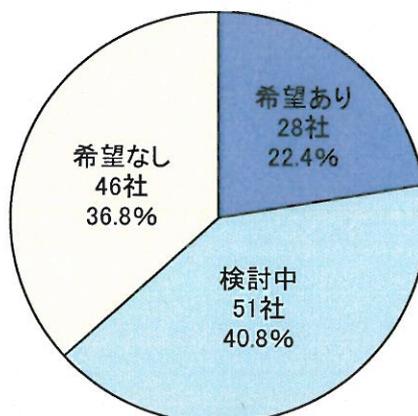
届出企業数	301人以上企業届出数	101人以上300人以下企業届出数	100人以下企業届出数
449	45	173(100.0%)	231

### 4 認定希望アンケートによる取得希望状況

徳島労働局では、行動計画の策定・届出企業のうち従業員おおむね100人以上の254社に対しアンケートを行い(有効回答125社 回答率49.2%)「次世代認定マーク(くるみん)」取得に関する希望及び認定取得について支障となっている点などを聴取しました。

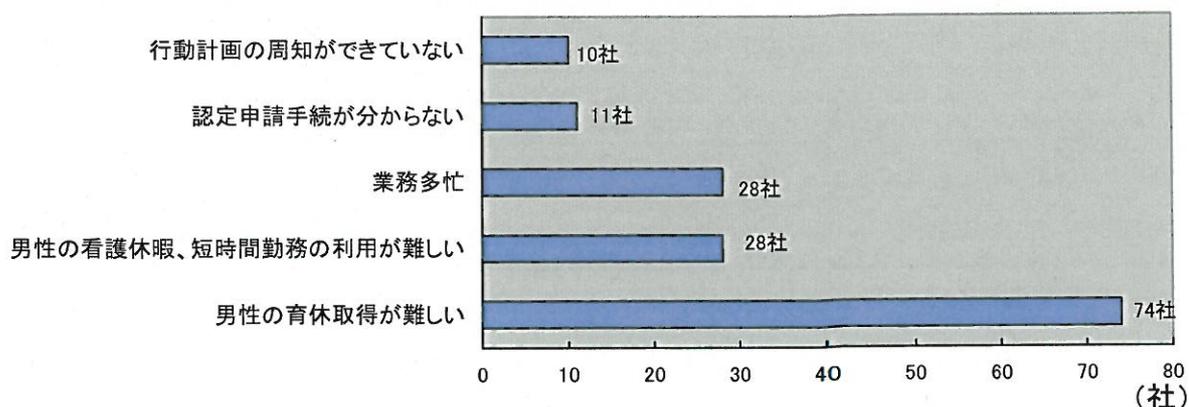
#### (1) 認定希望状況

「希望あり」「検討中」を含めると6割の企業が、次世代認定マーク(くるみん)の取得に関心を示している。



#### (2) 認定申請を行うにあたっての問題点

認定マークを取得する上で支障となっているのは、「男性の育休取得が難しい」が74社(59.2%)と圧倒的に多く、次いで300人以下企業における「男性の看護休暇、短時間勤務の利用が難しい」や「業務多忙」が28社(22.4%)となっている。



## 用語解説

### (\*1)「一般事業主行動計画」とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための環境整備や子育てをしていない従業員をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたっての計画期間や目標、その達成のための対策や実施時期を定めたものです。101人以上の企業は、行動計画の内容を策定届に記載し、労働局長に届け出なければなりません。

### (\*2)「次世代認定マーク(くるみん)」とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした事業主が、申請することにより子育てサポート企業として厚生労働大臣(労働局長へ委任)の認定を受けることができます。この認定を受けた企業が利用できる認定マークを愛称「くるみん」といいます。「くるみん」には赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ・会社ぐるみ」で子どもの育成に取り組もうという意味が込められています。

### ○ 認定企業に対する税制優遇制度について

次世代法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業に対する税制優遇制度として、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる制度が創設されました。